

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartVI 法人税制①

1. 雇用者給与等支給額増加税額控除制度の改正（中小企業者等）

(1)適用要件（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度）

雇用者給与等支給額の対前年増加率 1.5%以上

(2)税額控除率

- ①雇用者給与等支給額の対前年増加額の15%の税額控除
- ②雇用者給与等支給額の対前年増加割合が2.5%以上の場合、控除率を **15%上乗せ**
- ③教育訓練費等増加等の要件※をみたす場合には、控除率を **10%上乗せ**
- ④控除率は最大40%（15%+上乗せ15%（給与増加）+上乗せ10%（教育訓練費増加））
- ⑤当期法人税額の20%が税額控除の限度額となる。（所得税も同様）

※イ 当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍（明細書の保存が必要（現行：明細書を確定申告書に添付））
 ロ 中小企業等経営強化法の認定にかかる計画における経営力向上の証明

2. 雇用者給与等支給額増加税額控除制度の改正（大法人）

(1)適用要件（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度）

- ①継続雇用者給与等支給額の対前年増加率3%（現行：2%）以上
- ②雇用者給与等支給額が対前年を上回ること

(2)継続雇用者給与等支給額とは

継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のもの）に対する給与等の支給額

(3)税額控除率

- ①雇用者給与等支給額の対前年増加額の15%の税額控除
- ②継続雇用者給与等支給額の対前年増加割合が4%以上の場合、控除率を **10%上乗せ**
- ③当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.2倍を満たす場合、控除率を5%上乗せ（明細書の保存が必要（現行：明細書を確定申告書に添付））
- ④控除率は最大30%（15%+上乗せ10%（給与増加）+上乗せ5%（教育訓練費増加））
- ⑤当期法人税額の20%が税額控除の限度額となる。（所得税も同様）

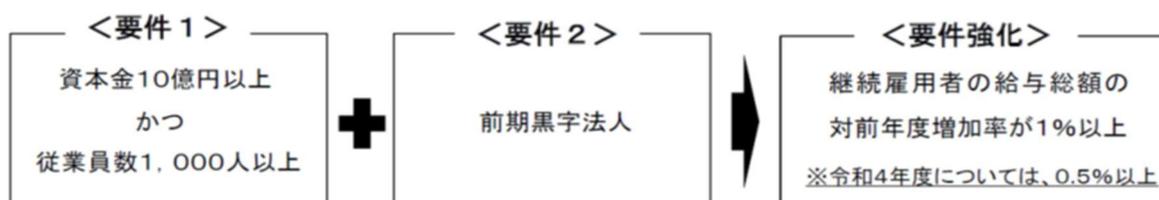
3. 大企業に係る特定税額控除規定の不適用措置の見直し

(1)適用要件の見直し（令和6年3月31日までに開始する事業年度）

下記のいずれの要件も満たさない場合には、(2)の税額控除等の適用が受けられなくなる。

- ①継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること※
- ②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の3割の金額を超えること
ただし、所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

※要件1、要件2を全て満たす一定の企業については、さらに継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては0.5%）であることに要件強化



(2)不適用対象の税額控除

- ①試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）
- ②地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）
- ③特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ④カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除
- ⑤デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除

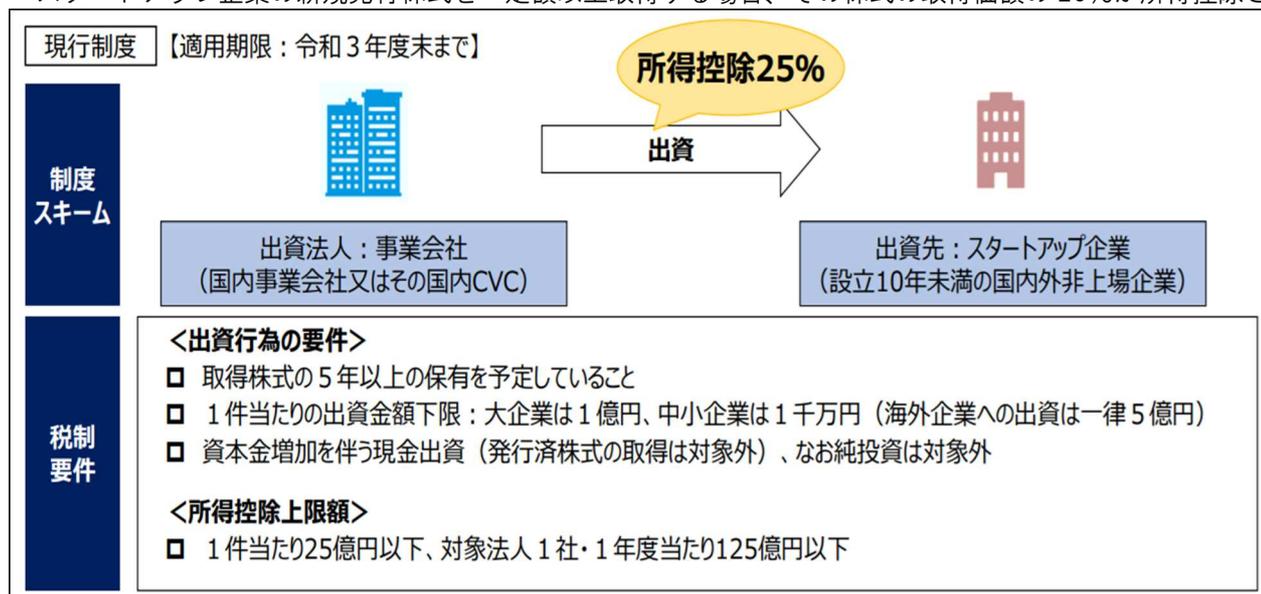
税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartVI 法人税制②

4. オープンイノベーション促進税制の拡充

(1) 現行のオープンイノベーション税制の概要

スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される。



オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明^{*}したのものにより取得した株式

^{*}出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（3年間（現行：5年間））中、経済産業大臣が証明

(2) 特別勘定を取崩した場合の益金算入の期間制限の改正

所得控除の対象となった株式の取得価額の25%相当額は特別勘定に積み立てられ、以下の事由が生じた場合には特別勘定のうち対応する部分を取り崩して益金算入される。ただし、3年（現行：5年）間保有した株式については、この限りでない。

- ・ 経済産業大臣の確認（オープンイノベーション性等の基準に適合することの証明）が取り消された場合
- ・ 株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ・ 配当を受けた場合
- ・ 発行会社が解散した場合
- ・ 出資法人が解散した場合
- ・ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ・ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった場合
- ・ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ・ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

(3) 適用期限

2年延長（令和6年3月31日まで）

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartVI 法人税制③

5. 5G投資減税の改正

(1)5G投資減税の概要

新品の認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をしてこれを国内にある事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができる(税額控除上限は、当期の法人税額の20%を上限)(所得税についても同様)

現行制度 【適用期限：令和3年度末まで】

全国・ローカル5G事業者

提出

特定高度情報通信技術活用システム導入計画(主務大臣の認定)

事業者(全国・ローカル5G事業者)が提出する以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性

設備導入

計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、
課税の特例(税額控除等)

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和5年度末まで)
- ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形で、より効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。

<課税の特例の内容>

対象事業者	税額控除	特別償却
全国・ローカル5G事業者	15%	30%

(※) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

<対象設備>

- 全国5G(前倒し整備分であって高度なもの)
 - 送受信装置
 - 空中線(アンテナ)
- ローカル5G
 - 送受信装置
 - 空中線(アンテナ)
 - 通信モジュール
 - 交換設備
 - 伝送路設備(光ファイバを用いたもの)

(2)税額控除率の段階的な引下げ

- ①令和4年4月1日から令和5年3月31日まで…15%(条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、9%)
- ②令和5年4月1日から令和6年3月31日まで…9%(条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、5%)
- ③令和6年4月1日から令和7年3月31日まで…3%

(3)適用期限

2年延長(令和6年3月31日まで)

6. 中小企業者等の少額減価償却資産・少額の減価償却資産・一括償却資産制度の見直し

(1)中小企業者等の少額減価償却資産(30万円未満)の取得価額の損金算入制度(年300万円までに限定)について

- ①対象資産から取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外する。(所得税についても同様)
- ②2年延長(令和6年3月31日まで)

(2)少額の減価償却資産(1年未満又は10万円未満)の取得価額の損金算入制度

一括償却資産(20万円未満)の取得価額の損金算入制度(3年均等償却)について

対象資産から取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外する。(所得税についても同様)

7. 接待交際費の損金不算入制度の延長

(1)適用対象者

中小企業(資本金1億円以下の法人)

(2)制度の概要

中小企業が支出する800万円以下の交際費等を全額損金算入可能

(3)適用期間

2年延長(令和6年3月31日までの間に開始する事業年度)

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartVI 法人税制④

8. 資本の払戻に係るみなし配当の計算方法の見直し（所得税についても同様）

- (1)資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする。
 (注1) 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても同様
 (注2) この取扱いは過去に遡って適用されるため、更正の請求が可能
- (2)種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにかかる各種類資本金額を基礎として計算することとする。

9. 受取配当等の源泉徴収制度の見直し

- 一定の内国法人が支払いを受ける配当等（受取配当の益金不算入割合100%）のうち以下の配当については所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととする。
- (1)完全子法人株式等（株式保有割合100%）に係る配当等
 (2)関連法人株式等（株式保有割合3分の1超）に係る配当等

10. 食料・農林水産業グリーン化税制の創設

(1) 適用対象者

- ①青色申告書を提出する法人
 ②環境負荷低減事業活動実施計画（仮称）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（仮称）の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等を含む。）
 ③基盤確立事業実施計画（仮称）の認定を受けたもの

(2) 適用対象資産

- ①施行の日から令和6年3月31日までの間に、環境負荷低減事業活動用資産の取得等をして、その法人の環境負荷低減事業活動（仮称）又は特定環境負荷低減事業活動（仮称）の用に供した場合
 ②施行の日から令和6年3月31日までの間に、基盤確立事業用資産の取得等をして、その法人の一定の基盤確立事業活動の用に供した場合

(3) 適用内容

取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については16%）の特別償却ができる

11. 固定資産の取得後に国庫補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用明確化

固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いを法令上明確化する

- ①国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 ②工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 ③非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 ④保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
 ⑤収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

※①及び⑤の制度は、所得税についても同様